

選定療養費のお知らせ

初診時の保険外併用療養費(選定療養費)について

保険外併用療養費(選定療養費)とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200 床以上)で行なう」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

患者様には、まずお近くの診療所を受診して頂き、200 床以上の病院と、200 床未満の病院や診療所との機能を分担して、限られた医療資源の有効活用・大きな病院の混雑緩和など、様々な面での医療の合理化を図ることを目的としています。

療養担当規則の改正に伴い、当院では、医療機能分担の推進を図る観点から、次の通り選定療養費を負担して頂くこととなります。

初診時選定療養費について

他の保険医療機関等からの紹介状を持参せずに受診される場合。
以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び受診される場合。
(受診空白期間が 3 か月以上ある場合は、原則「初診」扱いとなります。)

初診時 7,700円(税込)

再診時選定療養費について

治療により状態が安定した患者さまには、他の医療機関へ紹介を行っておりますが、患者さまの判断で引き続き当院を受診される場合は、通常の診療費とは別途ご負担いただく費用です。受診の都度ご負担いただきます。

再診時 3,300円(税込)

但し、次の方につきまして選定療養費は頂きません。

- ・ 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・ 救急車で来院等、緊急の場合
- ・ 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・ 公費の医療券(障害者医療費受給者証等)をお持ちの方

皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

令和 7 年 6 月 1 日
所沢美原総合病院 病院長